

四 労働金庫法施行令（昭和五十七年政令第四十六号）

改正案	現行
<p>（会員等以外の者からの監事の選任を要しない労働金庫の範囲） 第一条の二（略）</p> <p>2 法第三十四条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定においては、同号に規定する総額及び合計額は、それぞれ労働金庫の事業年度の開始の時ににおける総額及び合計額とする。</p> <p>3 労働金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額又は法第三十四条第四項第一号に規定する員外預金比率（以下この条及び次条において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、同号に掲げる労働金庫に該当するものとみなす。</p> <p>4 労働金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第四項に規定する転換をいう。次条において同じ。）後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日</p>	<p>（会員等以外の者からの監事の選任を要しない労働金庫の範囲） 第一条の二（略）</p> <p>2 法第三十四条第四項第一号に規定する政令で定める割合は、百分の十五とする。この場合において、当該割合の算定においては、同号に規定する総額及び合計額は、それぞれ労働金庫の事業年度の開始の時ににおける総額及び合計額とする。</p> <p>3 労働金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額又は法第三十四条第四項第一号に規定する員外預金比率（以下この条及び次条において「員外預金比率」という。）が新たに五十億円を下回ることとなつた場合又は百分の十五を下回ることとなつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十五以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、同号に掲げる労働金庫に該当するものとみなす。</p> <p>4 労働金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が新たに五十億円以上かつ百分の十五以上となつた場合（転換（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第二条第四項に規定する転換をいう。次条において同じ。）後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日</p>

の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十四条第四項第一号に掲げる労働金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（会計監査人の監査を要しない労働金庫の範囲）

第一条の三 法第三十九条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時に於ける預金等総額が五百億円（員外預金比率が百分の十五以上である労働金庫にあつては、二百億円）に達しない労働金庫とする。

2 法第三十九条の二第一項に規定する政令で定める割合は、百分の十とする。この場合において、当該割合の算定については、前条第二項後段の規定を準用する。

3 労働金庫の事業年度の開始の時に於ける員外預金比率が新たに百分の十未満となつた場合又は預金等総額及び員外預金比率が新たに二百億円未満かつ百分の十五以上となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が五百億円以上かつ百分の十以上である場合又は二百億円以上五百億円未満かつ百分の十五以上である場合に限る。）においては、当該事業

日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が五十億円以上かつ百分の十五以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十四条第四項第一号に掲げる労働金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（会計監査人の監査を要しない労働金庫の範囲）

第一条の三 法第三十九条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時に於ける預金等総額が五百億円に達しない労働金庫とする。

2 法第三十九条の二第一項に規定する政令で定める割合は、百分の十五とする。この場合において、当該割合の算定については、前条第二項後段の規定を準用する。

3 労働金庫の事業年度の開始の時に於ける預金等総額又は員外預金比率が新たに五百億円を下回ることとなつた場合又は百分の十五を下回ることとなつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が五百億円以上かつ百分の十五以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十九条の二第一項に規定する特定金庫に該当するものとみなす

年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十九条の二第一項に規定する特定金庫に該当するものとみなす。

4 労働金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が新たに五百億円以上かつ百分の十五以上となつた場合又は二百億円以上五百億円未満かつ百分の十五以上となつた場合（転換後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五百億円以上かつ百分の十五以上である場合又は二百億円以上五百億円未満かつ百分の十五以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十九条の二第一項に規定する特定金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

4 労働金庫の事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が新たに五百億円以上かつ百分の十五以上となつた場合（転換後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時ににおける預金等総額及び員外預金比率が五百億円以上かつ百分の十五以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十九条の二第一項に規定する特定金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

改正案	現行
<p>（会計監査人の監査を要しない労働金庫の範囲）</p> <p>第一条の三 法第三十九条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時にける預金等総額が二百億円に達しない労働金庫とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額又は員外預金比率が新たに二百億円未満又は百分の十未満となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十九条の二第一項に規定する特定金庫に該当するものとみなす。</p> <p>4 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が新たに二百億円以上かつ百分の十以上となつた場合（転換後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、</p>	<p>（会計監査人の監査を要しない労働金庫の範囲）</p> <p>第一条の三 法第三十九条の二第一項に規定する政令で定める規模に達しない労働金庫は、その事業年度の開始の時にける預金等総額が五百億円（員外預金比率が百分の十五以上である労働金庫にあつては、二百億円）に達しない労働金庫とする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 労働金庫の事業年度の開始の時にける員外預金比率が新たに百分の十未満となつた場合又は預金等総額及び員外預金比率が新たに五百億円未満かつ百分の十以上百分の十五未満となり、若しくは二百億円未満かつ百分の十五以上となつた場合（当該事業年度の直前の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が五百億円以上かつ百分の十以上である場合又は二百億円以上五百億円未満かつ百分の十五以上である場合に限る。）においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十九条の二第一項に規定する特定金庫に該当するものとみなす。</p> <p>4 労働金庫の事業年度の開始の時にける預金等総額及び員外預金比率が新たに五百億円以上かつ百分の十以上となつた場合又は二百億円以上五百億円未満かつ百分の十五以上となつた場合（転換後の労働金庫又は合併により設立された労働金庫に係る当該転換の日の</p>

当該事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が二百億円以上かつ百分の十以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十九条の二第一項に規定する特定金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

翌日又は当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に於ける預金等総額及び員外預金比率が五百億円以上かつ百分の十以上である場合又は二百億円以上五百億円未満かつ百分の十五以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終結の時までは、当該労働金庫は、法第三十九条の二第一項に規定する特定金庫に該当しないものとみなす。ただし、当該労働金庫について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。